

民法改正Q&A

～選択的夫婦別氏・再婚禁止期間・婚姻適齢等をめぐって～

《選択的夫婦別氏について》

日本弁護士連合会

Q 1. 選択的夫婦別氏制とは、どんな制度ですか？

民法第 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、結婚すれば夫婦同氏にならなければならないと義務付けています。これに対し、選択的夫婦別氏制とは、夫婦が同じ氏にすることも、それぞれの氏のままでも選択できる制度です。選択的夫婦別氏制が導入されても、皆が夫婦別氏にしなければならないものではありません。

Q 2. 最高裁大法廷は夫婦同氏制についてどのように判断したのですか？

2015 年 12 月 16 日、最高裁大法廷は、氏には家族の呼称としての意義があるところその呼称を一つに定めることには合理性が認められるなどとして、夫婦同氏制（民法第 750 条）は憲法に違反しないと判断しました。

これに対し、最高裁大法廷の裁判官 15 名のうち 5 名の裁判官（3 名の女性裁判官全員が含まれています。）は、96%もの多数が夫の氏を称することは、女性の社会的・経済的な立場の弱さ、家庭生活における立場の弱さ、種々の事実上の圧力など様々な要因のもたらすところであって、その点の配慮をしないまま夫婦同氏に例外を設けないことは、多くの場合妻となった者のみが個人の尊厳の基礎である個人識別機能を損ねられ、自己喪失感といった負担を負うこととなり、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえないなどとして、夫婦同氏制は憲法第 24 条に違反すると意見を述べました。

Q 3. 最高裁大法廷は夫婦同氏制が選択的夫婦別氏制より優れていると判断したのですか？

最高裁判決は、夫婦同氏制と選択的夫婦別氏制の比較は行っておらず、夫婦同氏制が合憲であるか否かを判断したに過ぎません。むしろ、「選択的夫婦別氏制…に合理性がないと断ずるものではない」として、選択的夫婦別氏制の是非については何ら判断していないことを明確にし、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、選択的夫婦別氏制の是非については国会で論じられるべきとしました。

Q 4. 夫婦同氏制について、日弁連はどのように考えますか？

日弁連は、夫婦同氏制（民法第 750 条）が、憲法が保障する個人の尊厳（第 13 条）、平等権（第 14 条）、家庭生活における個人の尊厳と両性の平等（第 24 条）を侵害し、女性差別撤廃条約第 16 条第 1 項 (b) が保障する「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び同項 (g) が保障する「夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」に反するものであると考えています。

2015 年 12 月 18 日、日弁連は、民法第 750 条を速やかに改正することを強く求める内容の会長声明を出しており、各地の弁護士会も同様の声明を出しています。

Q 5. 夫婦同氏制のどこが問題なのか？

① 人格権の侵害であること

氏名はその人の人格、個性と密接不可分であり、人格権（憲法第 13 条）の内容の一つといえます。ところが、婚姻前の氏を名乗り続けたい人同士のカップルであっても、必ず一方が氏を変えなければならない点が問題です。婚姻前の氏でいたい人にまで改氏を強制することは、人格権を尊重しているとはいえません。最高裁判決も、婚姻改氏によって、アイデンティティの喪失感を抱いたり、他人から識別し特定される機能が阻害される不利益や、個人の信用、評価、名誉感情等にも影響が及ぶという不利益が生じることを認めています。

② 婚姻の自由の侵害であること

婚姻後も自分の氏でいたいために、やむなく法律婚を諦め、事実婚でいるカップルもいます。この点で、憲法第 24 条第 1 項が保障する婚姻の自由を侵害しているといえます。最高裁判決も、夫婦同氏制によって婚姻が事実上制約されていることを認め、法制度を検討する際にはその点を考慮しなければならないと述べています。

③ 両性の平等に反すること

民法第 750 条は、夫の氏でも妻の氏でもよいとしています。実際には 96.1% の夫婦において女性が改氏しています（2014 年厚生労働省人口動態調査）。これは長年の男性優位の社会的風潮の反映であり、これをそのまま放置することは、両性の本質的平等（憲法第 24 条第 2 項）に沿いません。最高裁判決は、「この現状が、夫婦となろうとする者双方の真に自由な選択の結果によるものかについて留意が求められる」とし、「社会に存する差別的な意識や慣習による影響があるのであれば、その影響を排除して夫婦間に実質的

な平等が保たれるように図ることは、憲法 14 条 1 項の趣旨に沿うもの」で、「氏を含めた婚姻及び家族に関する法制度の在り方を検討するに当たって考慮すべき事項」であるとしています。

④ 女性差別撤廃条約に反すること

夫婦同氏の強制は、女性差別撤廃条約にも反します。すなわち、婚姻に際して氏の選択に関する夫婦同一の権利（同条約第 16 条第 1 項 (g)）を侵害し、氏を変更せずに維持しようとするならば婚姻できないのですから、合意のみにより婚姻をする同一の権利（同項 (b)）をも侵害しています。この点、日本政府は、国連の女性差別撤廃委員会から、2003 年、2009 年及び 2016 年に、夫婦同氏制について再三の改正勧告を受けています。

Q 6. 選択的夫婦別氏制ではなくても、通称使用が認められればいいのではないですか？

地方自治体職員や国家公務員は通称が使えるようになりました。しかし、戸籍名の使用しか認められない職場・職業もあります。また、通称使用が認められる範囲は限られており、運転免許証、印鑑登録証などは通称では作れませんし、通称で健康保険証や銀行口座を作るとは非常に困難です。一方、仮に広く通称使用を認めるならば、あえて戸籍氏を残しておく意味はなくなるはずで

最高裁判決の少数意見は、通称は便宜的なもので、使用の許否や許される範囲が定まっていないこと、通称と戸籍氏との同一性という新たな問題を惹起すること、法制化されない通称は、通称を許容するか否かが相手方の判断によるしかなく、個人の呼称として欠陥があること、仮に通称を法制化するとすれば、全く新たな性格の氏を誕生させることになること、法制化がなされないまま通称が夫婦同氏の根拠となり

えないことを指摘しています。

Q 7. 夫婦の氏が違うと、家族の一体感が損なわれませんか？

同氏で絆を感じるという夫婦もあれば、氏が別でも絆を感じる夫婦もいます。同氏であっても夫婦親子の絆を感じられない家族もいるでしょうし、改氏を望まない相手に氏を変更させるとかえって居心地がよくないという人もいます。最高裁判決の少数意見も、「同氏でないと夫婦親子であることの実感が生まれないとはいえない」、「同氏でない婚姻をした夫婦は破綻しやすくなる、あるいは、夫婦間の子の生育がうまくいかなくなるという根拠はない」と指摘しています。

Q 8. 夫婦別氏にすると、子どもの氏が片方の親と異なることとなり、可哀想ではありませんか？

最高裁判決の少数意見は、「未成熟子に対する養育の責任と義務という点において、夫婦であるか否か、同氏であるか否かは関わりがないのであり、実質的に子の育成を十全に行うための仕組みを整えることが必要とされている」と指摘しています。子どもの氏が片方の親と異なるケースには、現在でも事実婚や離婚の場合など様々な理由が考えられますが、多様なライフスタイルを尊重し、子どもが差別されないような社会をつくらなければなりません。婚外子への差別や偏見を無くしていくことも大切です。婚外子相続分に関する 2013 年最高裁大法廷決定は、全員一致で、「本件規定（民法第 900 条第 4 号但書）の存在自体がその出生時から嫡出でない子に対する差別意識を生じさせかねない」として、同規定は憲法第 14 条第 1 項に違反すると判断しました。

なお、民法の一部を改正する法律案要綱

（1996 年）では、子の氏を統一することとし、婚姻の際に夫又は妻の氏のいずれかを子の氏と定めるものとしています。当連合会は、別氏夫婦の子の氏は出生の際父母が協議して定めるものとすべきという見解です。

Q 9. 夫婦別氏制について各国の状況はどうか？

諸外国の制度は、氏の選択の自由を認める方向で改正されてきました。内閣は、質問趣意書に対する 2015 年 10 月 6 日の答弁書において、2015 年現在、夫婦同氏を義務付ける国は、「我が国のほかは承知していない」と回答しています。かつて日本同様、夫婦同氏が強制されていたトルコ、タイでも、現在、強制されていません。

Q 10. 選択的夫婦別氏について世論の状況はどうか？

50 代以下の世代では選択的夫婦別氏制に賛成する割合が反対する割合を上回っています。2013 年に内閣府が発表した家族の法制に関する世論調査では、現在の法律を改める必要はない（選択的夫婦別氏制に反対）との立場を示したのは、全体の 36.4%で、20 代から 50 代では選択的夫婦別氏制に賛成の割合がいずれも 40%を超え、反対の割合は 20%台にとどまりました。

《再婚禁止期間について》

Q 11. 最高裁大法廷が女性のみ 6 か月の再婚禁止期間を設ける民法第 733 条を違憲と判断した後、法改正に向けたような動きがありますか。また、日弁連はどのように考えますか？

最高裁大法廷は、夫婦同氏制（民法第 750 条）を合憲と判断した同じ日に、女性のみにも 6 か月の再婚禁止期間を定める民法第 733 条のうち 100 日を超えて再婚禁止期間を設ける部分について、憲法第 14 条第 1 項及び同第 24 条第 2 項に違反すると判断しました。

この判決を受けて、日本政府は、2016 年 3 月 8 日、女性の再婚禁止期間を 100 日に短縮する改正案を閣議決定しました。女性が離婚時に妊娠していないことや、離婚後の妊娠であることが医師の証明書で確認できれば、100 日経過前でも再婚を認める内容の改正案となっています。

日弁連は、女性のみにも再婚禁止期間を設けることは、その期間を 100 日間に短縮したとしても必要最小限にしてやむを得ないものとはいえないと考えています。2015 年 12 月 18 日の前記会長声明で、国に対し、女性のみにも再婚禁止期間を設けること自体を問題として、民法第 733 条の改正を強く求めています。各地の弁護士会も同様の会長声明を出しています。

女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、繰り返し女性のみにも一定期間婚姻を禁止していることについて懸念を表明し改正を勧告しています。

《その他》

Q 1 2. 婚外子については差別は解消されましたか？

2013 年 9 月 4 日、最高裁大法廷は、婚外子の法定相続分を婚内子の 2 分の 1 とする民法第 900 条 4 号ただし書につき、法の下での平等を定める憲法第 14 条第 1 項に違反して無効であると判断しました。これを受け、同規定を削除する旨の「民法の一部を改正する法律案」が 12 月に参議院本会議において可決、成立し、婚外

子については法定相続分の差別が解消されました。

ところで、上記民法改正に関連して、出生届の際に嫡出か否かの記載を義務付ける戸籍法第 49 条第 2 項第 1 号も削除する旨の「戸籍法の一部を改正する法律案」が議員立法案として参議院に提出されましたが、同法案は否決され、成立しませんでした。この記載条項の前提となる法定相続分についての民法改正がなされた以上、その記載自体も不要となったのだから戸籍法の条項も改正されるべきです。この戸籍法の条項が残っている以上、いつまでも婚内子と婚外子を区別し続けることになり、目に見えない差別意識は残ってしまいます。

また、「嫡出でない子」ないし「非嫡出子」という用語も、差別的であり、改められるべきです。

Q 1 3. 婚姻適齢を定める民法第 731 条にはどのような問題がありますか？

民法第 731 条は、婚姻できる年齢について男性は 18 歳、女性は 16 歳と差を設けています。この差については、女性の方が心身の成熟が早く、早婚の傾向があるからとされていますが、合理的な理由とはいえません。むしろ、男女平等に反するとか、18 歳未満で結婚できること自体が、女性の教育や雇用の機会を制限し、結果として女性の経済的自立を阻むものであるとの批判が世界的には一般的です。女性差別撤廃委員会や子どもの権利委員会、自由権規約委員会も、繰り返し婚姻適齢を男女同一にするよう日本政府に対し、勧告を出しています。

それらを受けて、民法改正要綱案（1996 年）では、男女ともに 18 歳にすることを答申していますが、いまだに法改正には至っていません。

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

TEL 03-3580-9841 FAX 03-3580-2866